

広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務基本仕様書

1 業務名

広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務

2 業務の目的

広島広域都市圏協議会では、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築するため、圏域内市町等で構成する広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を設置している。この研究会の下に、特定分野のテーマについて検討する5つの部会（ものづくりの底力向上、農水産物等地産地消推進、木質バイオマス、観光振興、鳥獣対策）を開催し新たな施策の企画立案に取り組むこととしている。

このうち、観光振興部会では、「第3期広島広域都市圏発展ビジョン」（令和8年3月策定予定）に掲げる施策「世界が注目する観光都市圏へ挑戦する」に基づき、原爆ドームや廿日市市の嚴島神社、岩国市の錦帯橋等の歴史的建造物に加え、伝統芸能や海・山の自然など圏域内の様々な観光資源を結び付け、個々の魅力を相乗的に高めるとともに、圏域内に広域的な観光ルートを創出するなど、圏域全体における滞在型観光客の拡大に取り組むこととしている。

本業務は、上記目的の達成に向け、観光振興部会部会長市（広島市）と連携して、参画している市町及び民間事業者と連絡調整等を行いながら積極的な取組を促し、部会の運営や企画・提案等を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 観光振興部会に関する業務

本部会では、実施する観光プログラム等を総括するとともに、事業計画や検討テーマなど部会全体の方針等を審議し、取組について検討・実施する。また、これらの取組を踏まえ、来年度の事業計画について検討する。取組は、圏域市町の積極的な参画を促し、圏域連携強化につながるものとする。

ア 部会運営

(ア) 開催回数：部会年2回

(イ) 内容：会議日程の調整、開催通知、会議資料の作成、会議の進行、議事録の作成、参画市町及び民間事業者との連絡調整等
※必要に応じて、ヒアリング、文書照会を実施し意見集約を行う。

(ウ) 参画市町：34市町

(広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、

安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、出雲市、益田市、美郷町、邑南町、飯南町、川本町、吉賀町、庄原市（令和8年4月連携開始予定）

イ 地域資源の観光資源化に向けた取組

圏域内には、魅力的な地域資源がありながら、観光資源として活用できていない市町も多くある。それらを、最終的には周遊ツアーの訪問先として定着させることを目標とし、まず令和8年度は、地域資源の有効な活用方法について検討するため、以下の取組を行う。

- (ア) 部会の開催日に、先進地[※]視察を実施する。
- (イ) 視察結果を踏まえ、地域資源に磨きをかける方策について議論するワークシヨップを実施する。((ア)と別日実施も可。)

※ 地域資源を活かし、先進的な取組により観光振興が図られている事例を選定する。視察先は、広島広域都市圏内、またはその周辺地域とする。

ウ 企画・提案

- (ア) 「第3期広島広域都市圏発展ビジョン」[※]で設定した目標値や「世界が注目する観光都市圏へ挑戦する」等の施策実現のために、圏域の現状及び課題を踏まえ、今後5か年の取組に関する事業計画を策定する。
※ 令和8年2月6日時点では未策定のため、別添「第3期広島広域都市圏発展ビジョン（案）」を参照すること。
- (イ) 国や地方自治体、観光関連団体などの取組や支援事業の調査・研究を行い、広島広域都市圏に必要な施策の方向性を提案する。
- (ウ) 広島広域都市圏への誘客や圏域内周遊・滞在を促すための具体的な取組を、発注者の求めに応じ提案する。

(2) 観光プログラム等の実施

以下の観光プログラム等の具体的な内容を検討し実施する。

ア 圏域市町を周遊するツアー

- (ア) 実施市町：観光振興部会の参画市町
- (イ) 実施日程：年間を通じて実施
- (ウ) 実施回数：8種類30本程度
- (エ) 実施内容：圏域の観光資源（食や観光施設、自然等）を巡り、原則として、2市町以上を周遊する日帰り型・宿泊型のツアーを造成し、販売・実施することとし、このうち、子ども向け及び体験型のツアーをそれぞれ1種類以上、首都圏発着のツアーを2種類含むこととする。首都圏発着分については、首都圏等でのプロモーションを実施する。
- (オ) 実施方法等：ツアーの販売価格は、発注者と相談の上、類似商品と同等な価

格設定とすることとし、受託者の負担において旅行会社等を通じて販売・実施する。なお、造成したツアーは翌年度以降、必要に応じてブラッシュアップを行い、旅行会社等の自社商品として販売するよう努めること。

- (カ) 割引販売：原則として、2市町以上を周遊^{※1}する交通^{※2}付旅行商品に「はっしー割（広島広域都市圏割）」を適用し、1人1旅行当たり最大20%相当額（割引上限額5,000円）を予算の範囲内（360万円）で割り引いて販売する。

※1 ただし、子ども向け及び体験型ツアーについては、所要時間考慮し一市町のみ訪問するツアーも適用可とする。

※2 貸切バス、鉄道、船舶（フェリー等）等

イ 神楽特別周遊ツアー

- (ア) 実施市町：安芸高田市（神楽門前湯治村）、他
(イ) 実施日程：年間を通じて開催
(ウ) 実施回数：2種類4本程度
(エ) 実施内容：神楽鑑賞及び神楽に関する体験コンテンツを含めたツアーを造成し、販売・実施する。
(オ) 実施方法等：上記ア(オ)と同様
(カ) 割引販売：上記ア(カ)「はっしー割（広島広域都市圏割）」を予算の範囲内（48万円）で割り引いて販売する。

ウ 圏域市町の観光資源を巡るオーダーメイドツアー

- (ア) 実施市町：安芸太田町、海田町、岩国市、川本町
(イ) 実施日程：年間を通じて開催
(ウ) 実施回数：4種類4本
(エ) 実施内容：広島市等発着で、実施市町が希望する催しや観光資源等を巡るツアーを造成し、販売・実施する。
(オ) 実施方法等：上記ア(オ)と同様

エ 圏域市町のPRイベント

国内外の観光客の更なる誘客を見据え、圏域のPRイベントを1回開催する。

- (ア) 開催場所：東京都内（新宿NSビル、KITTE丸の内等）
(イ) 開催日：令和8年10～11月（2日間程度）
(ウ) 開催内容：圏域内の観光資源や特産品等の魅力を発信するPRイベントを開催する。
(エ) 開催方法等：圏域の観光資源等、魅力をPRするツール（パンフレットやパンneau等）を作成し、イベントで活用する。また、特産品等を販売する事業者等を募集するほか、新聞やSNS広告、チラシ等による効果的な広告宣伝を行う。

オ 松山圏域との連携事業

本都市圏と松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の3市3町）における広域周遊観光の推進を図るため、松山圏域との連携事業を実施する。

- (ア) 実施内容：・松山圏域在住者を対象とする本都市圏市町を周遊するツアーを造成・販売する（2種類4本程度）。このうち、1種類以上は航路を利用したツアーとし、宿泊を伴うものとする。
・松山市で開催されるイベント（愛媛松山すごいもの博等）での本圏域市町の魅力を発信する観光PRを実施する。
- (イ) ツアーの実施方法等：上記ア(オ)と同様

5 成果物

本業務における成果物として、部会の会議資料・議事録、来年度の事業計画、各観光プログラムのチラシ等を電子データ（U S Bメモリに保存）及び紙媒体1部を納品すること。

また、本業務の実施結果、観光プログラムの実施による効果検証を記載した報告書（A4版 PDF形式およびMicrosoft Word形式）の電子データ（U S Bメモリに保存）及び紙媒体1部を納品すること。

6 納入場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

7 業務の再委託

業務の実施に関し、受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先事業者の事業概要、業務体制及び責任者を明記の上、書面により提出し、本市の承諾を得ること。

8 その他

受託者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務着手前に、発注者との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、発注者の承認を得ること。
- (2) 発注者との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築し、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、発注者に漏れなく報告すること。
- (4) 成果品の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

- (5) 本業務が完了した後において、成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は全て受託者の責任において処理するものとする。
- (7) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。
- (8) 受託者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。